

2018年5月6日 5月7日 ii 5月8日 5月11日 6月21日 2019年3月8日付記  
3月9日補足 3月12日付記修正・補足2  
3月16日・18日・19日・20日・21日・22日・28日・29日附録 3月31日修補 ii  
4月2日・3日蛇足 4月4日・5日・6日所感  
4月8日・11日・12日・15日・16日・18日・19日小補

## 疑問点の整理

竹濤軒

私は、安倍政権や自民党の熱烈な支持者というわけではない。しかし、この間の野党その他の安倍政権批判に漠然とした疑問を感じてきた。最近になってようやく頭の中で論点をやや明確に整理できるようになった（気がする）。以下、安倍政権批判の中の素直に受け入れがたい諸点（それは野党の支持率が伸びない理由でもあろう）をいまだ乱雑ではあるが書き留めてみる。このお話が2010年代日本政治の瑣末なエピソードに過ぎないのか、日本史の大きな分岐となる大問題なのか、私にはよくわからないが、どうにも気になって仕方がないので、ここに記しておく。

### 1 政治的な意味論をめぐる戦術、民主主義や立憲主義の意味操作の強引さ

確かに21世紀に入ってから、世界各地で代議制民主主義、とくに選挙によって選ばれる指導者への不信が見られ、参加型民主主義としてデモに注目が集まっている（タイ、アメリカ、韓国など）。しかし、デモを代議制に替わる優れた民主主義とは即断できない状況にあると私は思うのだが、批判派にはデモによる政治を真の民主主義と呼ぶことに躊躇しない向きもあるようである。あるいは現状打破のための挑発的な物言いに過ぎないのかもしれない。今のところ、この主張はシンパの範囲を超えて批判派への支持を拡張して行く契機とはなっていないように見受けられる\*。

立憲主義は、一般にはほぼ死語になっていた言葉であり、批判派はそれに新たな意味をこめて復活させようとしているようである。本来、立憲主義の要\*\*は、人民の政治参与、権力の分立構造、人権の保障を定めた憲法によって政治権力の恣意的支配や専制化を防ぎ、国民個々人の権利と自由を守ろうとすることであり、専制君主制から立憲制の移行期に主張されたものである。日本では、自由民権運動や護憲運動の時期であるが、大日本帝国憲法段階は外見的立憲主義に過ぎず、日本国憲法において実質的な立憲主義が実現されたとされている（長尾竜一「立憲主義」『国史大辞典』Japan Knowledge 版）。

人民の政治参与、権力の分立構造、人権の保障を定めた憲法による政治という点に関して、日本の政治は依然その枠から外れて行く可能性があるとは私には思えないのだが、批判派

は人民の政治参与と人権の保障という点を厳しく考えて、現政権が専制的、恣意的であるとみなすようである。しかし、この厳格な評価は広く受け入れられるには至っていないように見受けられる。

批判派は、テロ対策特別措置法や憲法 9 条改正などについて、戦前回帰を懸念しているようであり（→3）、この懸念が全く無意味とは考えないが、そもそもの憲法の大枠（人民の政治参与、権力の分立構造、人権の保障）を明示的に否定するところに至っていないのであるから、現政権を立憲主義の立場から批判する作戦はもともと無理があったように思われる。ついでに言えば、野党は安倍政権の戦前回帰を危惧するあまり、自分が真っ先に戦前回帰してしまった印象である（立憲民主党なるネーミング）。

日本国憲法護持を唱える新たな立憲主義の要は、国民主権、平等原則（法の下での平等）、基本的人権、平和主義ということのようである。私もこれらの原則は重要なものだと思う。しかし、日本国憲法の成立の特殊性についての議論は、やはり避けて通るわけにはいかないのではないか。それを考えると、日本国憲法を聖典のように崇める立場には与し難いのである（私は現行憲法を是が非でも変えなければならぬとも思わないのであるが、このままでは落ち着きの悪さは否めない）。日本国憲法の起草にあたっての日本側の意向について議論する向きもあるようだが、サンフランシスコ講和条約以前の GHQ 支配下で作られた憲法を日本の民意と簡単に結びつけるのは無理があろう。あるいは、この憲法を金科玉条としつつ、対米従属を批判するのはやはりねじれた議論である。日本国憲法成立時の軍事力否定（武装解除の恒久化）は、どう考えても対米従属の基本的条件であろう。国民主権の問題についても 1945 年の時点で天皇機関説の美濃部達吉がむしろ反対に回ったことは記憶にとどめておいてもよいと思われる（勿論、私も天皇主権が良いなどと考えているわけではない。今更、天皇主権に戻るとはまず有り得ないと考えている。1945 年時点の GHQ の思惑と日本国民の意識の齟齬の一事例として挙げただけである。念の為）。

\*デモが法治国家日本で何らかの意味を持つとしたら、議会少数派のデモにおける動員と声明が、次の選挙の国民の投票行動に影響を与えるか、与党の総裁選挙に影響を与えるか、議会での法律制定に影響を与えるかであろう。おそらく批判的なジャーナリズムの支援を受けること、及び、多数派の議員・国民の共感を得ることが肝要であると思うが、安倍政権批判の場合は前者について十分であり、後者については不十分なようである。今後どのように展開するか、興味深く見守りたい。

\*\*立憲主義の議論（特に民主主義と立憲主義の関係）は簡単ではないようである。立憲主義の論じ方が一様でないことは、とりあえず手近に見つかった下記の記述からも知られる。

Preuss, Ulrich.1998. "Constitutionalism" *Routledge Encyclopedia of Philosophy*.

Richard Bellamy. 2017. "Constitutionalism" *Encyclopaedia Britannica*.

「哲学者が語る民主主義の「限界」 ガブリエル×國分対談」『朝日新聞デジタル』2018年6月20日8時33分.

[https://digital.asahi.com/articles/ASL6L42BML6LUCLV007.html?iref=comtop\\_favorite\\_02](https://digital.asahi.com/articles/ASL6L42BML6LUCLV007.html?iref=comtop_favorite_02)

2018年6月21日閲覧

とりあえず直感的には、恣意的とみなされる権力の運用に対する制約の恣意性という点が一つのポイントになりそうな気はしている。ついでに似非文明論のような話を申し副えておく。西欧近代は自然権としての人権というフィクションを構築し日本では天賦人権説として受容されたが、それ以前に宋代中国は天（天理）が人に職分を賦与したという教説を編み出していた。この両者の影響が今も東アジア（の権利と義務の観念）を規定しているのではないか。

2 安倍政権をファシズムと呼ぶ人たちが、むしろそのように見えてしまうこと。

安倍首相が、巨額の贈収賄のような汚職を働いたのならば、権力の私物化を語ることも自然であるが、モリカケ問題では無理であると私は思う。また、内閣人事局による官僚人事の統制は失策だったのかもしれないが、政官関係の調整は従来からの懸案であり、この「失策」（かもしれないこと）をもって安倍首相の恣意的な独裁の証左とは言いがたいのではないか。

逆に、野党のデモを見ていて、全員が全く同じ出来合いのプラカードを掲げている姿に嫌悪の念を抑えることが難しいと感じる。人をファシストと罵る人たちが、自分たちの全体主義的統制にかくまで無自覚なのは無残としか言いようがない。

3 戦前回帰？

おそらく問題の焦点は、安倍首相の戦後レジームの脱却の主張が、批判派の懸念する戦前回帰なのかということであろう。そのような懸念が全く当たらないとは思えないが、批判派の人々は、やや過剰反応になってしまっているようにも私には思える。安倍首相の主張のポイント（いずれも従来から自民党の中にある主張の延長線上にある）が、憲法9条改正により自衛隊を憲法に明記すること（2017年5月の安倍案。2012年4月の自民党案では国防軍に改名。）、歴史認識を是正すること、ナショナルな公共性を再興することであるとすると、それぞれがどの程度戦前回帰の危険性を孕むのか。

国軍の復活を戦前回帰と呼ぶことは可能ではあるが、一般的に言って軍隊を持つこと自体が現代的な民主国家の基準と合致しないわけではなく、それだけならば、敢えて言えばそれほど国際基準的には問題なわけではない。むしろここで一番重要なことは、昭和初期の

軍部の台頭による所謂「ファッショ」の時代（五一五事件、二二六事件、国体明徴運動、国民精神総動員令、満州事変、日中戦争）の再現にならないこと、狂信的な戦争をしないことである。現体制が戦前と大きく異なるのは、天皇が主権者でも、まして現人神でもないということである。さすがに、この点での戦前回帰は難しいであろう。もし仮にそのような政策が出てきたら、是が非でも潰すしかあるまい。今問題なのは、自衛隊にせよ国防軍にせよ、それが政治に介入できないようにすることである。文民統制の完徹である。この点で稲田元防衛大臣はあまりに非力であったという印象である。これはよい教訓となった。もちろん適任の大臣を選ぶことは大切なのであるが、それよりも重要なことは非力な大臣でも問題が生じない仕組みにしておくである。この点をきちんとできなければ、戦前のようではなくとも、「武力」が独自に動く危険はあろう。

歴史認識における戦前回帰となると皇国史観の復活\*であるが、これもさすがに無いのではないか。全く個人的な感想になるが、私自身は、歴史認識においては、如何なるものであれ、なんらかの歴史観に拘泥することに反対である。逆にいかなる歴史観に立つものであれ、実証的に検証されたものであれば認めるべきだと思う（→5）。自由に視座やフレームを動かしながら変化する多彩な歴史像の間を次々に移動して行くような歴史認識が私の理想（夢想？）である（どうやって実現するかはなかなか難しい問題であるが）。そのためには、戦前歴史学は勿論、20世紀後半史学に思考を拘束するものがあるのならば、それらからも自由であるべきであろうと考えている。

ナショナルな公共性\*\*の問題を国民道徳というトピックに限って考えるとすると、その場合に戦前回帰を懸念する人が注目するのは教育勅語であろう。教育勅語と安倍首相の思想の親和性はあるのかもしれない。しかし、安倍政権が政策的に教育勅語を復活させようとした訳ではないだろう（そもそも安倍政権の支持者でも多くは教育勅語を読んだこともないのではないか）。教育勅語における儒教的な忠君愛国主義と万世一系の天皇を中心とする天壤無窮・万邦無比の国体の観念の組み合わせが宗教的全体主義と親和性が低くないことは間違いないが、現在の象徴天皇制下（現人神でなくなってから四分の三世紀である）でそのような狂信的な動きが生じるとは考えない人も多いだろう。

この問題を安倍首相の戦前回帰の問題と考えることも勿論見当違いではないと思うが、文化的道徳的国民統制が根強い東アジア共通の現代的課題でもあるように思える（ちょうど中国において現代版「功過格」のような「社会信用システム」を国家規模で構築中であるという雑誌記事が目にとまった。クリスティーナ・チャオ「14億人を格付けする「社会信用システム」本格始動へ準備」『ニューズウィーク日本語版』2018年5月2日（水）17時20分。[https://www.newsweekjapan.jp/stories/world/2018/05/14-8\\_1.php](https://www.newsweekjapan.jp/stories/world/2018/05/14-8_1.php)）。話をさらに広げると、近代ヨーロッパが生み出した人権という極めて優れたアイディアは、21世紀の今日でもユーラシアの東側に十分に定着しているとは言い難い。日本もその中に含まれるのかもしれないが、それでも日本は比較的よいところまでは到達しているとも思われる。

\*皇国史観の復活の懸念は、安倍政権以前から自民党の右側に対して常に向けられてきたものであろう。とりあえず「建国記念日」問題と言っても良かろう。1873年の太政官布告で神武天皇の即位日を紀元節という祝日に定めたが、建国記念日は紀元節を1966年に形を変えて復活させたものである。しかし、この方面の動きについて、安倍政権に入って特に大きく「危険」が増したように思われない。

建国記念日について、個人的な感想を述べておく。神武天皇が実在していないことは勿論確かである。しかし、神武天皇を初代の「人王」と考える「歴史」観は前近代より戦前まで長く存在した。そのような日本において長期に渡って持続した神話的想像力を考慮して、この日を祝日とすることは私には受け入れ可能である。それが国家の多元的構成とそぐわないという意見があるとしたら、これに加えて、沖縄の本土復帰の日（5月15日）を何らかの記念日（祝日）としたらどうであろうか（但し、沖縄の人の気持ちの確認が重要であるが）。5月は休みすぎか？

\*\*専制支配に対抗して人権を守ることが、立憲主義の眼目であることは言うまでもないが、それと同列に、公共の秩序を理由とする人権の制限を人権抑圧であるとして立憲主義に反するとみなす議論があるような印象を持っている（この印象がすでに間違っているかもしれないが）。もしこの印象が正しいとして、このような議論は法学では普通なのだろうか。今後の勉強の課題としてメモしておく。

#### 4 ヘイトスピーチと現政権を直結できるのか

安倍政権の支持者は皆ヘイトスピーチを気にしていないのだろうか？直情的で条件反射的なヘイトスピーチを不愉快に思い、すぐやめるべきだと考えている人はいないのだろうか。データがないので確たることは何もいえないが、安倍政権の支持者が皆ヘイトスピーチを良しとしているということは無いのではなかろうか。嫌韓的な人々が安倍政権を強く支持していることは確かかもしれないが、安倍政権がそれを扇動しているという確実な証拠は知られていないだろう。ヘイトスピーチの広がりに関する丁寧な分析抜きにかなり直感的にそれを安倍政権と結びつけているように見える（少なくとも私には）ようなやり方も、批判派の議論への不信を募らせる要因となっているのではないか。その一方でこの10年の間に大きく変化した東アジア情勢（大陸から海洋へ\*）の中で中国や韓国や北朝鮮に簡単に妥協や譲歩をすべきではない（但し、友好を目指さないわけではないし、最終的に何らかの妥協は致し方ない）と少なからぬ人は考えているのではないかと思うが、そのような議論とヘイトスピーチは勿論区別する必要があるだろう。

\*中でも2012年が重要な年であろう。中国がパスポートの地図に九段線を書き込み、韓国大統領が竹島に上陸し、北朝鮮がミサイル実験を本格化した\*\*。さらに2010年に引き続き

ロシア首相が国後島を訪問した。その多難を予想させる年の末に第二次安倍政権は成立した。

**\*\*2018年より米朝首脳会談が始まり、北朝鮮のミサイルによる威嚇は一応停止（休止？）している。他方、2019年に入り諸々の事情で韓国との関係は悪化、韓国への否定的言辭が増えているような印象は受ける。それには道理が無いわけではなく、これが全てヘイトスピーチに当たるわけではないが、もし現下の趨勢が無用の悪口雑言を助長しているとしたら不幸なことである。2019年2月末のハノイにおける米朝首脳会談は失敗に終わったが、北朝鮮のトップが陸路中国を越えてベトナムまでやってきてアメリカの大統領と会談するなどということは数年前には想像も出来なかったことである。ことは明らかに動き出しているのだと思う。それがどのような方向にどのような速度で動いてゆくのかを見極めるのは難しい。しかし、中国の海洋進出と朝鮮半島の統一の二つの動きはアジアの秩序を大きく変える\*ものであり、日本としては理念としてアジアの平和を尊重しつつ実際的には国益と名誉を損なわずむしろ増進させるべく、柔軟かつ冷静な思考をめぐらすときであるように感じる。日韓二国の現在のきしみが深刻な問題でないとは言わないが、より広域の大局的な動きを見失ってはいけないであろう。日韓のみに目を奪われることなく未来のアジアのあり方を自由に（頑な反米も嫌韓も無用である\*\*\*) 考えることも大事なように思える。**

\*中国の海洋進出と朝鮮半島の統一について、次のような極端なケースを思考実験してみる。統一日本を軍事的に守るという立場での思索である。

北朝鮮主導の半島統一（社会主義化）

米軍のアジア方面からの撤退

↓

中国による台湾奪取・南シナ海制圧

沖縄の「親中国派」（仮想である）の独立運動←中国の支援

↓

沖縄の離反

日本の孤立

このような事態を避けるためにも、まず沖縄の人々の気持ちから日本から離れるようなことが決してないようにする努力が常に重要な主題となる。沖縄の歴史的労苦（王国の滅亡→政治的併合、文化的同化、沖縄戦\*\*、アメリカ統治）を忘れないこと、同胞として沖縄の人々を十分に尊重することである。

\*\*大江健三郎の『沖縄ノート』（1970）が有名なので、万が一（そんなことはまずないとは思いますが）これが左派的なテーマであるかのような間違った印象を持つ人がいるとしたら困るので、同じ年に曾野綾子の『生贄の島』が出版されてい

ることを記しておく。全く言うまでもないことだろうが、この悲劇を忘れないことは右左の問題ではない。

このケースに対応するためには米軍基地を維持しつつ独立派の出現を抑えることが課題となろう。沖縄に米軍が必要な理由のより丁寧な説明がなされる必要がある。

私は軍事についてはど素人であるが、沖縄に米軍基地があることの象徴的、心理的意味、撤退することの負の効果などは無視できないように思える。フィリピン基地撤退と中国の南シナ海へ積極展開にやはり関係があるのではないか。

沖縄基地は、台湾防衛にとって何より重要な位置にあるように見える。岩国基地からでも時間距離はたいして違わないのかもしれないが、大きくは違わなくとも確かに違いはある。これも素人の浅知恵かもしれないが、時間距離が短ければ短いほど効果的な抑止になるのではないか。

もちろんもし仮に平和的に中国と台湾の統合が進むことになれば、沖縄の米軍基地に上のような意味は無くなる。しかし、それでも何より沖縄そのものを自衛隊と連携して防衛する意味が残るであろう。

また軍事的な無知を晒すのかもしれないが、嘉手納に空軍と海兵隊を集約することはできないのかと素朴に思う。もしそれが可能なのに、空軍と海兵隊のプライドで支障をきたすということがあれば、アメリカに対して、沖縄の人々の心が日本から離れないようにしっかりと日本に結びあわせることも（嫌な言い方になるかもしれないが）重要な安全保障であると説得出来ないか。

\*\*\*ついでに言えば、武装独立あるいは非武装中立に拘泥する人々も現実的ではないように見える。

## 5 ファクトを都合よくコントロール出来ると考える素朴さ、あるいは傲慢さ

人間はフェイクが好きである。フェイクの誘惑に抗うことは決して簡単なことではない。一方、ファクトを確定することは大変な作業であり面倒くさい。多く人間はその煩瑣を好まないだろう（物好きな変わり者が専門家としてそれを担うことになる。しかも専門家もしばしばへまをやらかす）。ファクトの確定は難しいのだ。我々は出来るだけ確からしいことを見極めて判断を下すしかない。誤りが発見されれば軌道修正するしかない。ファクトを自分たちに都合よく操れると思ったら大間違いなのである。

## 付記

上に現在の憲法に落ち着きの悪さを禁じえないと書いたが、やや直感的な判断によるものであったので、改めて勉強しなおしてみた。とはいえ、一次資料にあたる余裕はなく、代表的な研究書2、3冊にざっとあたってみただけの素朴な感想であるが。

古関彰一．2017.『日本国憲法の誕生 増補改訂版』東京：岩波書店．

ジョン・ダワー．2004.『敗北を抱きしめて 増補版 上下』東京：岩波書店．

山室信一．2007.『憲法9条の思想水脈』東京：朝日新聞社．

新憲法の制定を巡って、GHQ及び日本政府、民間、諸政党が様々な動きを示すが、それは敢えて単純化すれば、すべてポツダム宣言（武装解除・非軍事化と民主化）に対する応答に過ぎない。基本線は、ポツダム宣言(45年7月)→敗戦＝無条件降伏（45年8月）→占領＝GHQの進駐（同）→マッカーサー・三原則＝GHQ案（46年2月）という外部的要因に拘束されている。GHQが連合国を異論なく代表したわけでは決してなく極東委員会と対抗的な側面を持ったとしても、日本国内でGHQが圧倒的な力を持ったことは間違いない。憲法改正前に新聞紙上で憲法問題や天皇制問題について盛んに議論がなされたことやGHQ案に対する日本の議会における議論や修正が決して無視し得ない意味を有したこと（義務教育に関する民間の提案の採用）などは忘れてはならないが、結局のところ、ポツダム宣言⇒GHQが使命とした武装解除・非軍事化と民主化という外部的要因に拘束された一つの特異な時代の動きの中で展開したことにすぎない\*。ポツダム宣言では武装解除の期間は明示されていない（占領の終了については言及があるが）が、再軍備にかかわる産業を禁止している条項などは、読む者に武装解除の恒久化を予感させるに十分なものであったのではないか。GHQ案において戦争の放棄が提示されたときに、来るものが来たという感想を持つものがいたというのは、ポツダム宣言を受諾した以上、それは十分ありうることと想定されていたのではないか。

\*日本の民間の草案がGHQ案に影響を与えたかのように語られることがあるが、具体的な確かな影響関係は指摘されておらず、要は日本側でも国民主権や人権の意識が存在することを確認できてGHQとしては安心したという程度のことであろう。もし日本政府がもっと開明的であったならば、GHQは自ら憲法草案を作ろうとは思わなかったのだろうか。そうかもしれない。しかし、開明性を示していた民間の力をGHQが積極的に借りようとした形跡がないことも見逃してはなるまい。

新憲法制定の背景として次の諸点に留意する必要があるように思われる。

- 1 敗戦ショック、厭戦、虚脱、混乱、疲弊のなか、ポツダム宣言＝GHQの動きに順応するしかないという構えが基調となった。それに対して、松本丞治や美濃部達吉が明治憲法を擁護する無駄な抵抗を試みてみたということではないか。
- 2 戦時下に抑圧されていた勢力が戦前以来の民権思想や平和思想の水脈の復権を志向し「外的強制」に積極的な意味を付与する姿勢を示した（室伏高信などには機を見るに敏の軽薄さや自己顕示欲を感じなくもないが）。時代の心性に合致するところも小さくなかったと



推測される。ここから憲法を金科玉条とせんとする流れが生じるのであろう。とはいえ、新鮮で印象的な憲法前文の平和主義の記述は GHQ ならではのものであると思う。

3 天皇制を護持するために民主化と戦争放棄を受け入れるということが不可避であった。この議論は GHQ が日本側を説得するのに強力に働いた。

4 3 と関わるが、連合国の好意を得るために民主化と戦争放棄は重要であった。敗戦と占領を無難に乗り切るために新憲法制定しか道はなかった。ここから憲法を暫定措置的に見なす方向性が生まれよう。すぐに改正を目指さなかったのは、機運を待ったということであろう。

5 戦後の危機的流動的状况の中で必ずしも一貫した立場が維持されない場合が多々あった。状況によって憲法に関する考え方が変化する場合があった。所謂芦田修正の解釈の変化（修正が自衛戦争を認める意図によるのか否か）が典型であろう。芦田修正の解釈で注意すべきは、一つはそれが再軍備の動きの中で史実の歪曲に至ることであろうが、いま一つは別の解釈の可能性に事後に気付いた芦田が早々に別解釈を公表していることであろう。この揺らぎは、この憲法の独自の制定過程の「必然的」結果であったように思える。（なお、交戦権の放棄が自衛戦争を含むのか否かは GHQ 案作成の時点で既に曖昧であったのであり、これが問題の淵源であることは記憶に留めておきたい）。

美濃部や松本が無駄な抵抗を試みたと書いた。しかし、彼らはどのくらい時代錯誤だったのか。古関彰一氏は、つぎのように評している。

当時の国民が天皇主権など望んでいなかったことは新聞発表の世論調査をみれば一目瞭然であったではないか。松本案のごとく明治憲法と同様の天皇の地位を望んだ者はわずか 16% に過ぎず、約半数は「道義的中心」としての地位を望んでいたのである（古関 2017: 221）。

古関氏は、註（古関 2017: 473）でこの調査の内容を明示しておられるのでこの記述自体になんの問題もない。しかしながら、もとの調査の結果からは別のイメージも引き出せるように感じられる。この註も引用しておく。

たとえば『毎日新聞』（1946年2月4日）に発表された輿論調査研究所の世論調査結果（調査対象5000人、回答数約2400人）

天皇制

現状のまま支持 381（16%）

政治の圏外に去り民族の総家長、道義的中心として支持1084（45%）

君民一体の見地から政権を議会とともに共有する体制において支持680（28%）

とりあえず調査の質については問わないとして、選択肢を見ると、GHQ案が考えるような国民主権はそもそも想定されていない。政治の圏外に去るとしても、「民族の総家長」というのであるから臣民を赤子とした戦前の天皇を連想させるし、議会を共有という点は新しいにしても「君民一体」といえば1930年代の右翼的なスローガンである。多分に戦前的である。松本案が時代遅れなのは明らかにしても、GHQ案は国民意識より随分進んだものだったのではなかろうか。

古関氏はこの調査結果を憲法調査会『憲法制定の経過に関する小委員会 第四七議事録』（未見）から再引用しているのであるが、《毎索》で1946年2月4日付けの毎日新聞の記事を見ると、かなり問題のある省略がなされていることがわかる。毎日新聞の記事（「公選の委員会要求 天皇は道義の中心に 憲法改正と輿論」）によれば、輿論調査研究所が、1945年12月以来、憲法改正方法、天皇制の是非、議会制度の在り方、枢密院の存否という四中核問題につき、政界、学界、官界、教育界、実業界、宗教界、法曹界、勤労者層、学生層、青年層、女性層など十三方面に回答を求め、その結果を1946年2月3日に公表したものを報道したとのことである。調査の当事者の回想では、「戦災で家が焼き払われ、交通通信も大混乱の当時とて、本格的なサンプリングもできなかったのも、各界の指導層の人々5000人を対象とする調査であった」とのことであり、偏りのある調査であったことが窺える（清水伸「天皇への輿論」日本輿論調査研究所編『天皇』（東京：日本輿論研究所、1952年）298頁）。毎日新聞に掲載された調査結果を次のとおりである。

一、天皇制支持（賛成 2184通）

- (イ) 現状のままを支持（賛成381通、総数の16%）
- (ロ) 政治の圏外に去り民族の総家長、道義的中心として支持（賛成1084通、45%強）
- (ハ) 君民一体の見地より政権を議会と共に共有する体制において支持（賛成680通 28%）
- (ニ) その他（賛成36通 1.5%）

二、天皇制反対（賛成205通）

- (イ) 共和制支持、即ちアメリカの如く選挙による大統領制を支持（賛成137通、5.6%）
- (ロ) ソヴィエト制支持、即ちソ連の如く公選せられたる委員会において元首を選挙する体制支持（賛成64通、2.6%）
- (ハ) その他（4通、0.16%）

そもそも天皇主権 vs 国民主権という対抗軸でなされた質問ではなかったことに注意が必要

であろう。

この時期の『読売報知』にも興味深い記事があったので、紹介しておく。《ヨミダス歴史館》で検索したものである。1946年1月19日付の「ふえた天皇論議 悲痛な訴え学徒兵 「叫び欄」年頭の輿論」によれば、1946年1月1日に昭和天皇が人間宣言をしてから11日までに、369通の投書があり、そのうち2割近くの62通が天皇制の問題であり、天皇制支持者は26通、反対者は25通で賛否相半ばしていた。これについて『読売報知』は「先ほど東大の学生間で行われた天皇制の輿論調査が天皇制支持者90%を占めた事実と較べるとき、時の推移につれて如何に天皇制支持の基礎がゆるぎつつあるかといふことがわかる」と評している。確かに人間宣言以降に輿論に大きな変動が生じつつあったことは間違いあるまい。ただ、問題意識の明確な人たちの投書と一般の輿論とひとしなみに扱うのは適切ではないであろうし、この時期の読売新聞において所謂「第一次読売争議」に従業員側が勝利し「民主読売」「人民の機関紙」を標榜していたことにも注意しておく必要がある。1月7日の社説は「人民大攻勢の秋」、1月9日の社説は「官庁民主化は全人民の手で」と題され、1月14日には「民主化への障害 米英に反天皇論有力化」という記事が掲載されている。1月15日には野坂参三の帰国を受けて「民主戦線の好機熟す 全民主主義統一へ “民衆百万の援兵” 野坂氏を迎えて 共産党共同声明を発表」という見出しが躍っている。輿論調査研究所の調査結果を報じた2月4日付の『毎日新聞』が「その理論的基礎はそれぞれ異なるにしても天皇制に対する輿論的の支持は決定的である」と評しているのは、随分印象が異なる。

「東大の学生間で行われた天皇制の輿論調査」というのが、東大社会科学研究会の壕舎生活者の輿論調査のことであるとすると、正確には天皇制の支持は267(78%)、反対17(5%)、無関心(あるいは返答無きもの)17(5%)である(『朝日新聞』1945年12月4日、《聞蔵II ヴィジュアル》)。また、『朝日新聞』の1946年1月の投書の分析によると天皇制支持が72.8%を占める(講談社編.1989.『昭和 二万日の全記録 第七巻 廃墟からの出発 昭和20年-21年』東京:講談社、178頁.)。

占領期初期の日本人の天皇観について、ジョン・ダワー氏は総じて傍観者的であったと論じている(ダワー 2004: 下巻 39-48)。警察関係の報告に不敬な動きが多発していることへの警戒が示されていること、首都圏を管轄する情報部隊が天皇制への無関心を報告していること、アメリカの分析者の調査で敗戦に関連して天皇への配慮を示すものが少なかったことを挙げている。確かに人間宣言や天皇崇拜の強制(ご真影など)が無くなったことの影響が大きかったことは疑いない。ただ、上記のような資料で国民感情の全体を簡単に議論できるのかやや疑問も残る。→補足、補足2

所謂人間宣言は勿論天皇自身の作ではなく、日米関係者の合作である。天皇自身が神であることは明らかに否定されたが、日本側の修正により、天皇が神の子孫であることの否定は記されず、不徹底なものに終わったと評価されている(河西秀哉.2018.『天皇制と民主主義の昭和史』人文書院\*, 47-50頁.)。しかし、「爾等国民トノ間ノ紐帯ハ、終始相互ノ信頼ト敬愛トニ依リテ結バレ、単ナル神話ト伝説トニ依リテ生ゼルモノニ非ズ。天皇ヲ以テ現御神トシ且日本国民ヲ以テ他ノ民族ニ超越セル民族ニシテ延テ世界ヲ支配スベキ運命ヲ有ストノ架空ナル觀念ニ基クモノニモ非ズ。」という文言に対して『朝日新聞』の1946年1月1日号が「天皇陛下には今度の詔書に於いて天皇が神話と伝説によって生まれたものでなく、国民と利害を同じくし、相互の信頼と敬愛によって結ばれたものであるとみずから仰せられ、神秘的存在であることを否定されると共に...」(下線筆者)という解説を加えており、作成者の意図とは関わりなく、天皇の神話的な

系譜も否定されたものとして読まれた場合も多いのではあるまいか。この読みはやや踏み込んだ解釈であるが、そこまで行かなくても、この詔書の文言を素直に読めば、天皇の系譜は神話伝承として認められるとしても、それは既に歴史とは認められておらず、しかもそれだけでは国民支配の正当性を保証するものではないと語られているのであるから、天皇の神的性格はほぼ十分否定されたとみなされたのではあるまいか。

\*この著作に関してもう一つ得心がいかない点があるので付記しておく。著者は、1945年7月時点での昭和天皇の「固有本土」観について、近衛文麿が作成した「和平交渉の要綱」とその「解説」から読み解いている。資料は矢部貞治『近衛文麿』（読売新聞社、1976年）718-720頁である。「要綱」本文では、「国土に就ては、なるべく他日の再起に便なることを務むるも、止むを得ざれば固有本土を以て満足す」とあり、この「解説」として、「固有本土の解釈については、最下限沖縄、小笠原島、樺太を捨て、千島は南半分を保有する程度とすること」とある。

この「要綱」「解説」は、近衛文麿の依頼で酒井鎬次が草稿を作り、近衛と議論・修正の上完成し、「要綱」は天皇に見せて承認を得、「解説」は木戸幸一内大臣の承認を得たものである。まず、「固有本土」の内容を記した「解説」部分を天皇自ら目を通していないという点には留意が必要であろう。「解説」の目的として「別紙要綱につき、聖断を仰ぎ度きところ、余り細部に亘り聖断を仰ぐは、恐懼に堪えざるを以て。別紙要綱の細部につき両人の解釈を一致せしめ、初期の効果を發揮せんとす」と記されている。この著作の著者は「天皇自身は介在していないが、側近の木戸や要綱について相談した近衛によるものであることから考えると、天皇の意思が反映された可能性は高い。」と推測している。本当にそう言えるのか。近衛と酒井が作成した「要綱」「解説」を天皇と木戸に見せた後で、それになんらかの修正が施されたことが資料に記されているのであれば、そこで天皇の意思が反映された可能性を語ることもできようが、当該資料からはそのようなことは窺われない。近衛が「解説」を作成するときに、天皇の意思を付度したということだろうか。それも根拠のない推測に過ぎない。木戸がこの「固有本土」観なら天皇も反対ではないだろうという判断を下したとは言えるのかもしれない。

しかし、そもそも、この「固有本土」観はそんなに珍しいものなのだろうか。この「固有本土」は古代以来の六十余州に蝦夷地と南千島を加えたものである。六十余州は、中世であれば行基図に描かれ、近世であれば往来物や節用集の国尽くしに連綿と記され続けたものである。蝦夷地については近世になり松前の介入がありその物産は廻船により日本中に広く流通し、南千島については近世に探検が行われ18世紀末に近藤重蔵が択捉島に「大日本恵登呂府」の碑を建てている。これを「固有本土」と呼ぶのは、天皇のみならず当時の統治エリートにとってそれ程違和感のある話ではなかったのではないか。それ以外を捨てて本土を守るという方針は酷い話だとも言えるが、既に内南洋、硫黄島や沖縄がアメリカの手に渡っている時期のやむを得ない状況判断としては理解出来ないわけでもない。

この資料から昭和天皇の独自の国土観を引き出すのは強引ではないか。

9条についても同じことが言える。ポツダム宣言の武装解除規定を受けて宮沢俊義は夙に（45年9月）それに合致するような大日本帝国憲法の修正を意識しているが、この時点で新憲法制定はもとより9条のような条文を考えていたわけではない。日本側の様々な憲法草案は、天皇主権（天皇の統帥権）の立場を取る近衛案や松本（甲）案を除いて軍についてなんら規定していないが、戦争の放棄を規定しているわけではない。唯一、憲法懇談会案\*の草稿の第五条に「日本国ハ軍備ヲ持タサル文化国家トス」という条文があった（「文化的

平和的国家」は占領後に出現した常套句のひとつのように思える)が、平和主義を前文で語ることにして、削除された。この条文自体、GHQ案に比べれば未熟なものであるし、日本政府から平和主義を前文で強調し9条を削る提案を受けたGHQが断固拒絶したのとは、全く構えが異なる。

\* GHQ案より後、政府案より先に成立、GHQ案の存在は秘密。

戦争放棄というマッカーサー三原則の指示の一つが、幣原喜重郎の発案によるのか否かについては意見が分かれているようである(ダワー 2004:下巻 174;山室 2007:275-276;古関 2017: IV 章)。仮にアイデアが幣原由来のものであっても、洗練された条文はマッカーサーの手になるものであろう。やはり9条問題の出発点はマッカーサー・メモにあると見るべきではないか。幣原は戦前より軍部には含むところはあっただろうが、もし戦争放棄のアイデアを独自に思いついたのだとしてもポツダム宣言受諾以降の話であろう。マッカーサーは、ポツダム宣言にもとづき、強制することなく日本の民主化を進める必要があった。もし幣原から戦争放棄が提案されたのだとしたら、これはもっけの幸いであり、本当に歓喜したことであろう。

皆ポツダム宣言を大前提に憲法改正に向かっていたことは間違いあるまい。新憲法施行後の教育プログラムの改正や新たな公論の活性化を通じて国民の意識の更新が進んでゆくのではないかと思われるが、46年前半の民意はまだそこまで新しくはなかったのではないか(労働運動など様々な新潮流が胎動していたとしても)。

## 補足

栗屋憲太郎編『資料 日本現代史2 敗戦直後の政治と社会①』(東京:大月書店、1980年)所収(121~135頁)のアメリカ戦略爆撃調査団報告:「敗戦直後の国民意識」(1947.6)を簡単に検討しておく。この報告の三章「天皇に対する態度」は「降伏直後の時期において、天皇への忠誠心はきわめて強く残っていた」と論じている\*。ジョン・ダワー氏は同報告中の天皇制に関するものではない質問項目への回答に依拠して、この時期の日本人は天皇に対して傍観者的であったと論じている。資料の使い方に問題ありと言わざるを得ない。

天皇制に関する記述の重要性もさることながら、この報告で最も興味深いのは、「日本のあるべき変化について」という質問に対する回答である。それは以下のとおりである

第七表 日本のあるべき変化について(注1)	%
日本を平和国家に変える、軍国主義や軍国主義思想による支配を廃止する	22
日本をもっと民主的にする	20

日本をアメリカのようにする	5
女性の自由を増やす	2
国民に真実を知らせる—政府の宣伝はもういやだ	1
地主・独占資本の力を弱める、階級差を一掃する	7
日本は戦前と同じようになるべきだ	5
その他	2 2
答えなし（そうしたことは私にはむずかしすぎる、わからない）	2 2

106（注2）

注1 第七表にあらわれた回答はすべて自由な意志によってなされたことは強調されるべきであろう。回答者は「あなたは民主主義、あるいは日本の軍国主義を認めるか、認めないか」と直接的には質問されなかった。この方法は当然のこととして、民主主義を支持する回答を生み出すことになるからである。

注2 ある人々は二つ以上の提案をおこなったため総計は100%を超える

このアンケートについて調査団は「降伏後、アメリカの力で日本に民主主義のための制度をつくるという、強固なよく組織された要求が存在したということの意味するものではない。ただ、なんらかの変革が必要であるという感じが存在したということである」とコメントしている。新憲法草案がGHQによって作成されたことを隠さなければならなかった所以である。「戦争終結三ヵ月後、日本国民は圧倒的に民主主義と呼ばれる政治形態を好んでいたが、民主主義とはいかなるものであるのかを理解していた日本人は極めて少なかったことは知っておかなければならない」とも記されている。日本国憲法は、この漠然とした民主主義への期待に形を与えるものであったのだろう。そのような意味では民意を反映しているとは言えるのかも知れない。なお、軍国主義の否定がそのまま戦争の放棄ではないことには注意が必要であろう。

この質問項目に関連して調査団は、「渦巻く政治状況の中で、ただ一つ、以前と変わらず残っているものが天皇なのである」「国家がまとまる唯一の確たる中心としての天皇の重要性は、占領初期数ヶ月において、過大評価しすぎることはないのである」とも述べている。この調査が人間宣言以前のものであることには注意が必要である。ただ、ジョン・ダワー氏がこのような記述に触れないのは、やはり問題があろう。この調査報告の重要な主張を採用しなかった理由が示されるべきである。もし仮にこの調査団の意向に何らかの偏向があるのならば、そのことを示した上で、この資料を使うべきである。あるいは、当時の人々の不敬罪への恐怖が回答に影響している点をこの調査団が見落として見なすのであれば、それを明示的に批判すべきある。私には回答者の多くが不敬罪への恐怖から天皇に対する肯定的な回答したと断言するのは簡単ではないように思える。あるいは、ダワー氏が依拠するもう一つの情報源である Civil Intelligence Section（国民は天皇に無関心とみなす）とアメリカ戦略爆撃調査団 U.S. Strategic Survey（天皇への忠誠心の持続とみなす）の評価が

どうして正反対なのかの説明も必要であろう。もし当時の日本人が不敬罪を恐れていたのであれば、前者の調査者は、どうやってそれを取り除いて本音を聞きだしたのであろう。

\*一〇八表 天皇に対する態度

在位を望む	62%
「天皇陛下に申し訳ない」	7
何も判断できない	10
回答拒否または、そのような恐れ多いことを話すことはできない	2
天皇がどうなろうと私には関係ない	4
退位させる	3
回答なし	12
	100

補足2

国会図書館憲政資料室にて *Civil Intelligence Section/SCAP- Occupational Trends, Japan and Korea* (NRS11786,11787)を閲覧してきた。該当箇所を下に引用する。これを見ると、ジョン・ダワー氏の指摘する天皇に対する傍観者的態度というのは首都圏の中間層や教育を受けた若年層の意識の変化及び生存維持で精一杯で天皇に意識が向かない人々の動向を指しているようである。これらの報告もその新しい動きに注目した小見出しをつけているようであるが、記述内容を見るとそうではない人々の存在がまだ多いことが示唆されている。

9 January 1946

pp.4-5

#### THE EMPEROR QUESTION

Most prevalent belief of the moment regarding the Emperor question is that voiced by one informant in YAMAGATA Prefecture who said: "There is much talk about continuance or discontinuance of the Imperial System. But this must be left entirely to the free choice of the people. The Emperor is no longer in the grip of the war lords. Released from the militarists' grip there is no danger concerning him. Any haphazard act in this direction will drive the nation into chaos, dissolution and anarchy."<sup>10</sup>

One source believes that the emperor is willing to abdicate but not do so until

his advisers suggest such action.<sup>11</sup>

The 80<sup>th</sup> Metropolitan CIC Unit in its weekly report for 16-22 December writes: "With regard to the Emperor system, it is the opinion of observers especially as far as the middle classes are concerned that the Allies are unduly apprehensive of the effect on the Japanese if the Emperor were removed. It is claimed that at the most there might be demonstrations, particularly in the rural districts, but that they would soon pass. People are more concerned with food and housing problems than with the fate of the Emperor."

#### SUMMARY

...

The Emperor question continues to arouse interest and arguments are offered both pro and con. One source predicts the eventual abdication of Emperor HIROHITO whenever his advisers suggest such action.

10 Weekly Rpt, CIC Area 67, 3 Nov.-15 Dec.

11 Weekly Rpt, 6 CIC Region, 9-15 Dec.

23 January 1946

pp. 18-19

#### PRESTIGE OF EMPEROR SLIGHTLY ON DECLINE

Gradually the people are grasping the idea that the Emperor is simply a human being. Reports are being received that the better educated younger generation are not regarding him with the same degree of dignity as formerly, and that he has even become the "point" of many jokes in the past three months.<sup>9</sup> They feel he should remain on the throne however as a symbol of unity even if a representative type of government is formed.<sup>10</sup>

In a survey made in November on the question of retention of the Emperor system, 5,000 questionnaires were issued to the people of Ishikawa-ken by newly formed Public Opinion Press. 2,200 answers were received, of which 95% stated they preferred retention and 5 % preferred abolition of the system. In a second survey on the same question made in December with approximately the same number reporting, the same organization announced that 91 % indicated favor of retaining him and 9 % favored removal. The president of the Public Opinion Press, FUKAKI, Hideo declares there is a



significant trend toward a democratic form of government. 11

The communist Party is the only organized group which has advocated his removal from the throne. An indication of the deep feeling toward him is indicated when a woman communist speaker in a recent rally demanding his removal, broke into tears at the mere mention of his name. This woman had been prisoner during the war. 12

9 Weekly Rpt. #4, 92 CIC Metro Unit, 5 Jan.

10 Weekly Rpt. #4, 47 CIC, 7 Jan.

11 Weekly Rpt. #5, 4 CIC Region, 6-12 Jan.

12 Life Magazine, 3 Dec 45.

30 January 1946

p.18

#### EMPEROR RECEIVING INCREASED CRITICISM

The position of the Emperor in the New Japan is still one of the fundamental issues. Education Minister ABE declared recently that it is the government's duty to make known a clear cut attitude on the relationship between the national system and democracy as well as the Imperial system. <sup>14</sup> Asahi Shimbun 17 January declared "There is absolutely no doubt that the first aim in the revision of the constitution is what to do with the Emperor – the new Emperor system must be based on things that are democratic – with the general election near at hand each political party will be forced to clarify its attitude toward the problem.<sup>15</sup> It is evident that any attempt to abolish the system entirely will be strongly resented by the majority of the people. CIC 40 reported that the conduct of a crowd attending a Communist Party rally on 24 December clearly demonstrated the nationalistic feeling of the people and especially the esteem in which they hold the Emperor. <sup>16</sup> However in some of the urban areas there is an element indicating that the problem has been played more than necessary, according to the 90<sup>th</sup> CIC Metropolitan Unit – that informed sources claim that many people have reached a state where it is almost immaterial to them whether the Emperor is retained or not.<sup>17</sup>

14 CI and E Press Analysis #73 from Mainichi Shimbun 17 Jan, 46.

15 CI and E Press Analysis #73 from Asahi Shimbun 17 Jan.46.

16 Weekly Report #3 CIC Area 40 31 Dec. 45.

17 Weekly Report #3 CIC Metropolitan Unit 90 29 Dec.45.

## 附録

### 覚書 1

話を少し広げる。明治以降の天皇崇拜の展開について議論する際に局面の変化を意識すべきであるように感じる。私のとりあえずの見通しは次の通りである。いつか厳密な記述を目指したいが、今は余裕がない。

江戸末期の平田国学は天皇崇拜を重視したとはいえ、より広い神霊の世界を考えるものであった。平田国学は幕末維新に地方へ広く展開したが、平田派は明治期の国家イデオロギーの推進者となったわけではなく、もともと朱子学者であった大国隆正の系譜を引く津和野派国学に主導権を奪われ、その津和野派も漢学者や洋学知識人に対抗できたわけではない（教育勅語の起草に神道家や国学者は関わってはいない）。なお、明治期の平田派は律令神祇官制の時代錯誤的復活に固執したのに対して、津和野派は天皇親政の復古による祭政一致の実現を目指した。

ただし、平田派が日本精神の優越性を過度に強調したことが確かに後に悪影響を残したことは記憶に留める必要はある。

明治初期の教則三条（1872）は、直截な祭政一致を志向し神職を中心に宗教者を教導職として国民教化を目指す、失敗に終わる。この局面と教育勅語以降の局面は区別すべきではないか。「敬神愛国」「天理人道」「皇上奉戴」の三条が規定されるが、天皇崇拜は、より広い神国思想、儒教的原理の後景にあるような印象を受ける。

神道・仏教の合同研修場として作られた大教院（1873-75）には、開闢の神々、アメノミナカヌシノカミ、タカミムスビノカミ、カミムスビノカミ、アマテラスオオミカミの4神が祀られていた。大教院の設立をめぐるのは諸勢力の動きが交錯するようであるが、その教説は平田神道を継承する。皇祖皇宗（儒教的あるいは中国思想的用語であると思う）としてのアマテラスオオミカミ中心主義が顕著になるのは、祭神論争で国家祭祀からオオクニヌシノミコトを排除し、大日本帝国憲法（1889）一教育勅語（1890）が制定されて以降のことではなかろうか。もちろん江戸時代のお伊勢参りの大流行などアマテラスオオミカミが一貫して最も重要であることは間違いないのであるが、20世紀以降の動きは位相が違うように思われる。お伊勢参りに際してどれくらい天皇は意識されたか。

欧米の宗教状況を視察し帰国した浄土真宗の島地黙雷は、大教院を解散に導き日本近代独特の政教分離に道を開いた（もっとも政教分離は歴史的な事象であり普遍的な原則があるわけではないと思う）。島地は宗教は仏教が担う（そしてキリスト教を食い止める）とし神道は宗教でないとみなした。明治政府側も皇祖皇宗を祀る国家祭祀としての神道は宗教ではないとすることにして（神社神道\*と宗教としての教派神道の区別）、国家神道を推進することになる（「神職は国家の礼典に則り国家の宗祀に従ふべき職司」1913年訓令）。のちGHGはまさにこの国家祭祀としての神道を宗教と見なし政治からの分離を憲法に規定する。新たな政教分離原則の導入であるが、習俗として祭祀（地鎮祭など）を宗教とみなすかは議論が続いている。

\*1882年には神社神道側の組織として全国神職会が組織され神職の中央機関として皇典講究所が作られた。1900年には内務省の社寺局から神社局が独立し、1906年より官国幣社の維持費が国庫から支弁されることになった。1930年に皇典講究所\*\*に創建された神殿にはアマテラスオオミカミが祭神として祀られているのみである。

\*\*皇典講究所は神職の学階試験を行ったが、その科目に道義科（国民道徳、国民道徳史）が含まれている\*\*\*。受験用に読まれた参考書の一節に次のようにある。「ここに神道と称するは直接に現今行はるる十三派の教会神道や曾て現れたる歴史上の宗教的神道派を指すものに非ず」「神道は天照大神を中心とする敬神の觀念を基礎として発達したところの日本国民の道徳にして古来国家の原動力となり民族の理想となりつつある所の国民精神なり」「此に言ふ所の神道は即ち皇祖皇宗の道、唯神の道、皇国の道、古神道、皇道にして日本主義たる純正の神道なるを以て、其の本源を遡れば遠く天御中主神に帰着すべしと雖も、而もその性質、その根本を最もよく明示せられたるものは云ふまでもなく天照大神にして大御神が国民信仰の極地なるが如く、其の光華明彩、六合を照らすところの洪大無辺の御徳は実に神道の源泉たるなり。又その天壤無窮の神勅と神鏡奉齋の神勅とは共に天祖の威靈と相俟って神道振興の根底を為せり」「歴代天皇の御心、帝国憲法の淵源、教育勅語の精神及び国民活動の元氣皆その源をここに發せるなり」（河野省三、1917、『国民道徳史論』森江書店、p25, pp.220-221.）

\*\*\*もともと明治15年（1882）神官試験規則、明治19年（1886）学階選叙式、明治23年（1890）学階授与規則を見ると、その試験科目には道義科は含まれていない（皇典講究所、1932、『皇典講究所五十年史』皇典講究所、72-73頁、91-92頁；伊藤左門、1892、『神官必携』玉鉾社、144～146頁；梁川保嘉、1895、『東京府神職職員録』東京府神職取締所、75頁。）。当初は、神社神道（官国幣社）の神職の役割は飽くまで祈年祭、新嘗祭、例祭、紀元節、天長節などなどの国家的祭礼の施行であって教育勅語のような国民教化と結び付けられていたわけではないようである。明治42年（1909）2月9日に学階授与規則並びに同細則が改正されている（皇典講究所、1932、『皇典講究所五十年史』皇典講究所、345頁）が、道義（日本道義・神道史）が試験科目に加えられている（滋賀桜子、2010、「二十世紀初頭における府県社以下神職（一）」『東京大学日本史学研究室紀要』14、87頁。同論文74頁、88頁によればこれに先立つ1900年の神職講習会の講習科目に道義[教育勅語、神代記、古事記]が含まれている。同103頁によれば、1907年に皇典講究所が定めた四～八等司業[府県郷村レベルの神職]の学階試験参考書に教育勅語が含まれている\*\*\*\*）。明治44年（1911）の受験ガイド（吉岡桜節編、1911、『学階試験問題参考』会通社、36-37頁、59頁、79頁）を見ると確かに試験科目に道義科が現れて教育勅語の文言について設問がなされている。しかし、ここでも国民道徳や国体への言及はないようである。大正10年（1921）に学階授与規則が改正され、学正には道義（国民道徳及び国民道徳史、倫理学）、一等司業には道義（国民道徳及び国民道徳史）、二等司業には道義（国民道徳）の科目が課されることになった（同上、345-346頁）。5月に試験が行われたが、その問題を見ると、一等司業の道義科の第一問は「我が国体の特質を説明すべし」、二等司業の第一問は「勅語の公益を広め世務を開きと云ふ事を説明すべし」、学正の第一問は「国体の意義及び我が国体の特色を述べよ」である（神典研究会編、1921、『改正学階試験問題集』皇学書院、1頁、6頁、11頁）。ただし、地方の神社の神職が威信の面でも経済的基盤の面でも不安定であったという指摘がなされている（滋賀桜子、2011、「二十世紀初頭における府県社以下神職（二）」『東京大学日本史学研究室紀要』15）。地方の神社が国家のイデオロギー装置として磐石のものとは言いがたい場合もあったのかもしれない。おそらく学校の校長や地方の有力者と共同で国民精神の統制が行われたのであろう。\*\*\*\*同論文104頁によると、四～六等司業の道義の科目の指定参考書（1907年）に軍人勅諭が含まれている。要注意事項ではあるが、神社神道と軍人勅諭をつなぐ議論の有無については今後の検討課題である。なお、ここで挙げた書籍はいずれも国会図書館デジタルコレクションで見ることができる。

明治初期には国体をめぐる議論も硬直してはいなかった。代表的なものとして加藤弘之『国体新論』(1874)は「国家ノ主眼ハ人民」と論じている(後に加藤は天賦人權論批判者として植木枝盛と論争することになるが)。この本は、国会図書館デジタルコレクションで読むことが出来るが、同コレクションには同時期に刊行された太田秀敬『国体訓蒙』(明治7年)、宇喜多小十郎『国体夜話 上下』(明治8年)、中村喜平『訓蒙国体歌』(明治8年)が含まれている。それぞれ独自の議論を展開している。『国体夜話 上下』は神代に対する近代的疑問に答えようとするものであり、神代に疑問があることが前提である。なお、国体の語は、国の体面・体裁、国の体制・形体、国の本体・大体という語義の方向性を持ち、東アジア的には体面の意味が強いと思われるが、日本では本体(本質、個性)の意味に傾斜したようである。そのほか中国古代においては国の身体・手足(大臣)の義もあるが、近代日本の国体概念とは関係あるまい。

明治期の検定教科書(1886-)の日本史における神代の扱いは多様であった。中世の年代記以来の伝統に従い開闢の神々から始めるものもあれば、三宅米吉のように神代を明確に否定するものまで多彩であった。これが国定教科書(1903)になってアマテラスに始まる国史が確立する。

教育勅語制定と同時期に欧米流の公民道徳に関心が寄せられていたことも注目に値しよう。Citizen Reader や instruction publique の影響を受けた国民読本が編まれている。明治37(1904)年から使われた第一次国定修身教科書でも近代的市民道徳が強調されている。これが明治43(1910)年の第二次国定修身教科書になると市民道徳が後退し儒教的家族倫理や国民道徳が強調される(三原芳一「修身」『日本大百科全書』Japan Knowledge lib.)

20世紀初頭に至って、学校敷地内の奉安殿という独立の施設にご真影と教育勅語を保管することが始まる。明治末より建設が行われるようになり、大正期にも少なからぬ学校に作られるが、昭和に入って一気に普及するようである。大正13年(1924)には菊の紋章の使用が認められ(長野県の事例)、聖域としての性格が強まる。他方、御真影の盗難事件・遺棄事件などの不敬事件も発生しており、それがさらに完備した奉安殿の建設を促すことになったようである(小林輝行.1990.「長野県における「奉安殿」の設立とその普及1:明治期のその設置状況と設置手続き」『信州大学教育学部紀要』69.小林輝行.1990.「長野県における「奉安殿」の設立とその普及2:大正・昭和期のその設置状況と設置手続き」『信州大学教育学部紀要』70.岩本務・井藤元.2004.「愛知県における奉安殿の普及とその要因」『歴史地理教育』671.白柳弘幸.2007.「東京都と神奈川県奉安殿遺構調査」『法政史学』68.)。他方、昭和初期まで新聞・雑誌の附録として天皇の肖像画がついてくることもあった点は留意しておいて良いだろう。

1929年の伊勢神宮式年祭祀は国民的儀礼として行われ、1939年から修身の教科書で天皇は神として明記されるようになり\*、同年には各地の忠魂社が護国神社と改称される。皇室の神道儀礼が拡充されるのも昭和に入ってからであるとのことである(要確認)。昭和の動き\*\*はそれ以前と区別したほうがよいと思われる。

\*昭和9年(1934)版の尋常小学修身書巻6(教師用)と昭和14年(1939)版の尋常小学修身書巻6(教師用)を較べると明らかな変化がある。後者では、第一課皇大神宮に続いて新たに第二課皇室が付加されている。皇大神宮の課では天照大神が皇祖であることが示されているだけであるが、新設の皇室の課では「我等が現御神(あきつかみ)と仰ぎ奉

る天皇」「天皇を神と仰ぎ親と慕ひ奉る」と記されている。昭和14年（1939）版尋常小学修身書巻6（児童用）では現御神の語は用いられず「我等国民が神と仰ぎ奉る」となっている。ここに挙げた教科書はいずれも国会図書館デジタルコレクションで見ることができる。

\*\*昭和の動きの一つの例として、徳富蘇峰『増補国民小訓』（明治書院）を挙げておきたい。この本はもともと大正14（1925）年に刊行したものを昭和8（1933）年に増補して再版したものである。増補部分は「前篇」として「本篇」の前に置かれている。国体や皇室の意義を誇ることは変わらないのであるが、調子の違いは明らかである。やや主観的な話になるが、大正版の「おおらかさ」は消えて、まず欧米（ルソー、マルクス）批判から始まる排外的な印象の本となっているように見える。

天皇崇拝をめぐる言説に関して、昭和一桁前半（1926-1930）生まれ\*問題を念頭に置く必要はあろう。終戦時に15歳から20歳であった所謂皇国少年少女である。彼らは純粋培養的に現人神を信じていたのに、神風は吹かず天皇は人間宣言をしてしまった。このショックは大きかったであろう。逆に言えば、その上下の世代はまた違う受け止め方ができたのではなかろうか（それぞれの受け止め方はどの世代でも一様ではなかったであろう）。

\*ただし、尋常小学校で上に述べた昭和14年版の修身の教科書で現人神について学ぶのは昭和2年（1927）生まれ（早生まれは除く）からである。

覚書2（さらに勉強すべきいくつかの話題）

## 神仏分離

千年の習合を断ち切ったインパクトは大であり、その文化破壊も深刻であった。とはいえ、一過性の側面もあるように思える。現場の暴走を中央が是正した例として、富山県令が仏寺を六寺に統合したが、仏教側の反撃で後に元に戻っている。富山に限らず、大半の人は従前通りに仏教徒として檀那寺の檀家として法事葬式を続けているのではないかな。

神仏分離は江戸時代から既に一部の儒者エリートの好むところであった。江戸期には檀家制度のもとお寺は葬式仏教化が進み現世御利益とお祭りを担当するお宮さんと役割を分担した。あの世を担う仏教の側が決定的に重要という評価も分からなくはないが、古代中世の仏教が放った霊力の光彩はかなり褪せていたのではないかな。学問的に見ても、江戸時代の学問の主流は、儒学、蘭学・洋学、国学であって仏教学は社会的に存在感を持たず、明治維新に寄与していない。また、中世に仏教的信仰世界に包摂されながらサブ領域として持続することになった（本来の仏教信仰にはない独自の神仏習合の領域を形成し仏教世界へ解消することは無かった一中国的な儒仏道三教合一とも似てはいるがやはり異なるだろう）〈神道〉の側の強靱さも注目に値する。

なお、古代には純粹固有な神道思想や自覚的な独自の教説はなく、中世に外来の仏法が王権を正統化する際に神国思想が必要となり仏教的体制のために初めて政治的に神道が構築されたという説がある。そして神道を、ローカルな民衆の宗教世界とは関わらない天皇による上からの統治のイデオロギーにすぎない（独自の宗教の領域を形成していない）と見る。その議論の中で中世以前の延喜式に出てくる神社の神々の多くが記紀神話（天皇イデオロギー）と無縁である

ことが神道の未確立の一つの証左とされる。しかし、延喜式を作った側からすると、各地方の神々の信仰をリスト化して意識的に束ねているわけであるし、その一方で延喜式に出てくる大祓の前身となる祝詞は神々の助けを借りて天下のあらゆる罪や穢れを祓って皇孫による国造りを推進する意図を表明している。仏教による理論化（両部神道、山王神道→吉田神道、伊勢神道）を経て神道が強力に全国展開したとは言えるのかもしれないが、それ以前に体系的な教説は無くとも十分自覚的な国家的宗教実践が成立しているとみなすのが自然ではないか。古代の「神道」の語が、仏教が伝来すると神々を尊ぶものもあれば軽んじるものもあったと言う文脈で使われていることを考えると、在来の万葉集的な神々の信仰を独自の領域として意識化したものであり、上のごとき宗教実践を同時代的当事者的に神道と呼んでいたとしても不自然では無かったのではないかと想像する。その想像は擱くとしても第三者的分析的概念として古代について神道概念を用いることに私は躊躇しない。あるいは神道の本質主義的固有性を否定するための批判的議論なのであろうが、やや行き過ぎであろう。

確かに、一般人が（例えば中世の一向宗の門徒のように）自分は「神道の教徒である」という類の明確な意識を持つことはなかっただろうというのは正しいのかもしれない。地方にカミの信仰の世界がある、それを中央は意識して政治的に束ねようとしているという二点はおそらく言えるのだろう。地方がそのような中央の動きを認識あるいは承認しているか否かが問題になるのだろう。例えば延喜式に登録されたことに地方の神社の関係者が全く無自覚だったり、無関心だったり、反体制的だったりばかりするものなのだろうか。あるいは神々の系譜的關係、あるいはカミを信仰するという共通・類似の実践の広がりによってローカルな人々が全く無関心だったと言えるのだろうか。実証的な検討は難しいだろうが、気になるところである。もし仮に地方が中央の動きを全く承認していない場合、神道という用語を中央の支配イデオロギーに限定して用い、地方のカミの信仰の世界は神道とは呼ばないという立場もありうると思う。しかし、それを確実に言うことも難しそうな気はする。中世末には伊勢の天祖大神が地上の神々のトップであることを地方の人々も自覚するようになってきていると思われるが、このような意識はいつ成立するのだろうか。地方のカミの信仰を包摂する神道の言説が成立していれば、包摂される側の意識の問題を不問に付して、地方のカミの信仰も含めて神道と呼ぶ用法もありうるように私は思う。もちろん丁寧な注記を付したほうがよいだろうが。

話はややそれるが、前近代の中国・ベトナムを見れば、国家祭祀への地方の神々の包摂は儒教的礼制の基本であって珍しくはないし、中央の神話に取り込まれることが地方の信仰を疎外すると単純に言うべきなのかも私には疑問であり、あるいは最高位のお墨付きをもらって嬉しいという側面も考えても良いのではないかと感じる。ゲオルグ・シュールハンマーの本を読むと、天皇が極めて弱体化していた 16 世紀においても民間に天皇への尊崇の念が残っていたことをイエズス会宣教師が記録している。

#### 神社合祀 1906-12

これも民間信仰への国家統制として批判されるようである。もっとも、祭祀実態のない神社の整理統合（神社経営の適正化）という面があるということなので、そもそも民間信仰が絶えていた場合も多いのかもしれない。どうもまだイメージがつかめない。

小祠淫祠の整理は江戸時代から儒者の好むところであった。あるいは、国家神道に限らない近代的心性の一つとも言えるのではないか。内村鑑三がキリスト教徒になった時、あちこちにある神仏の祠堂にペコペコしなくてよくなって爽

快であった旨を述べているのも同断の向きはないか。結果論ではあるが、弱小神祠が今日まで「残っている」のは合祀のおかげという面もないだろうか。

#### 伊勢神宮と皇室

アマテラスオオミカミを祭る伊勢神宮は皇室の祖廟と位置づけられるが、江戸時代にはそれほど関係は密ではなく、むしろ近代に関係の再強化が図られるようである。いまも伊勢神宮での皇室祭祀を国事行為に含めるように求める立場があるらしい。象徴天皇の地位の由来を神話的性格に求め、そのレガリア（八咫の鏡）の公的性格を主張するらしい。現在の象徴天皇制は、神聖不可侵さを否定することで成立したものである。それを忘れるべきではないし、そのような懸念のある方向性は避けるべきであろう。神聖さを除去した真正さや歴史性（系譜の歴史性に加えて神話を長く継承した歴史性）のみが頼りである。もしそれが力を失ったならば、そのときは天皇制が歴史的使命を全うしたということになるのだと思う。私個人は、その歴史性を大事にしたいと考えるのであるが。

#### 蛇足

実は私は経済が全くわからない\*のだが、野党が金融政策の効果や貧困問題を冷静に批判すること自体は良いことだと推察する。

しかし、只管批判的で規範的理論的な主張をするのではなく自省的で建設的な提案を望む。今は 21 世紀なのだ。前世紀の夢ももう一度ではおそらく立ち行かないのだ。

反権力反体制目的の運動、悪を倒す自分に陶醉する手前勝手な正義感（反システム？）など要らない。何故、自分を正義だと勝手に思い込めるのか。

権力は腐敗する。あるいは権力は暴力である。だから反権力を忘れてはならない。あるいは場合によっては反権力の暴力は許される。一理はあるのだが、それは特定の政権や体制にのみ向けられるものではなく、あらゆる統治者あるいは指導者に適用されるべき上位の原則である。革命体制が自らの権力―暴力への批判を封じることの危険も常に意識すべきことである。資本主義的権力と企業の癒着も問題になるだろうが、共産主義体制の理論的盲信（毛沢東の大躍進の犠牲者などを想起せよ）もそれ以上に警戒が必要である。一方的な批判しかできず、自省的でない未経験の理論的勢力ほど信頼できないものはない。自分たちだけは大丈夫とナイーブに主張するような人たちを支持する気には到底なれないのだ。

革命・救済の夢やイデオロギー的なヘゲモニー争いや言葉の力の過信や自己承認的正義感、要は前世紀の遺物の継承展開ではなく、もっと直裁で単純な物質的な思考を保つことが大事ではないか。

高度成長期、低成長期を経て 1990 年代以降、日本は大きく経済成長することはなく（成長率がマイナスとプラスを行き来する）、他方、近隣諸国は発展を続ける。アジアのかつての途上国の発展、それ自体は喜ぶべきことである。日本も世

界もそれを願っていた。日本の援助も無意味ではない。しかし、その結果、日本は停滞局面に入る（今は成長率をプラスに保つのが精いっぱいのようなのである）。それをどうするかが課題なのに、一政権に全ての責任を押し付けて事足りりとするような人たちの批判をまともに聞く気はしないのだ。ネガティブな見方をすれば、この間の諸政権は押し並べてよい成績を挙げてはいないのではないか。

私は時代錯誤な進歩主義者・物質主義者なのかもしれない。技術の進歩をもっと有効に使えないのかと夢想する。インターネット上の政治工作合戦が盛んなようだが、見え透いた話だし、それでは折角の技術の進歩の無駄遣いである。

参加型民主主義の一つの形としてのデモが意味を失ったとまで言わないが、どうにも未来を感じない。AIの支配に対して人間性を守るためにもデモのような広場の集会が大事だという主張もありうるのかもしれないが、むしろもっと上手にAIその他の新しい便宜を政治に利用できないかと思う。

あるアジェンダに対する解法の諸パターンとその根拠となる資料を自動的に生成してデータベース化してすぐに検索できるようにして、政治家も一般国民も常にそれを参照して議論の無駄を省く。そんな仕組みはできないものか。正直、20世紀末に喧伝されたディベート文化（昨今だと論破文化か）について考え直す時ではないか。無駄な議論や吊るし上げ、揚げ足取りに付き合うのは苦痛でしかない（言わぬが花がよいというのではない。主張すべきことは端的・冷静に主張すべきである）。もちろん、前世紀的な国会における政治家の長広舌の不毛を念頭に置いている。

政党政治が無意味になったと思わない。しかし、政党の用意する政策のセットメニューに食指が動かないこともままある。各自もっとアラカルトに思考し行動できるようにできないものかいつも思う。例えば、原発の賛否と改憲の賛否が重ならないような人々の意志にも対応できる政治のあり方はないものか。

\*とにかくいろいろわかっていないのであるが、大局的に新自由主義と投資家資本主義をどう捉えるべきかがわからない。

新自由主義\*\*については、規制緩和（→競争原理の徹底）、福祉削減、緊縮財政、自己責任が語られることが多い。規制緩和は進められている部分もあるが、金融政策も財政政策も不可欠で政府の経済的役割は依然大きいようであるし、実は世界中で福祉国家の大枠が消失したりは全然していないのではないか。

#### \*\*新自由主義とアベノミクス

とりあえず『ブリタニカ 2016 小項目版』の説明を列挙してみる（「」内引用。下線筆者。）

新自由主義は「恣意的、強権的権力の行使に反対する点ではかつての自由放任的自由主義と共通する面をもつため、その単なる復活と誤解されがちであるが、普遍的な法の強力な支配の必要を説き、法秩序のもとでの自由を強調する点でかつての自由放任とは異なる。経済政策面でのその端的な表われは、ドイツに代表される社会的市場政策とシカゴ学派に代表される新貨幣数量説である。」そのシカゴ学派は「現代で最も徹底した経済的自由主義の立場に立ち、経済政策面では景気変動や失業、物価上昇などの要因として貨幣供給量を重視し、政府の合理的な経済運営は原則として通貨



供給量の調節のみによって行われるべきで、財政政策や金利政策などの政府の経済への直接的な介入は望ましくないとする」。アベノミクスとは「(1) 大胆な金融政策，(2) 機動的な財政政策，(3) 民間投資（→民間資本形成）を喚起する成長戦略」であり、2013年時点では「政策目標をマネタリーベース（日銀が市場に供給する通貨の量）におき、それを国債の大量購入などを通じて2年間で倍増させる大幅な量的金融緩和を決定した」ものであったとしても、2016年からマイナス金利政策を実施しており、素人目には経済学的にそもそも新自由主義とは程遠いように見えるが、どうなのだろう。

日本において、むしろ新自由主義は、人間観、道徳説として強力に展開したのではないかと批判的には自己責任論であるし、人生訓的には自助努力論である。自助努力論自体は明治維新以来、日本人の生き方の一つの重要な規定要因である。これがいつのことか知らないが自業自得論と結びつきつつ根付いてしまったように感じられる。それが20世紀末に新自由主義と結んでさらにパワーアップしたように見える。

他方、自助努力論をある程度牽制してきたであろう日本的な相互扶助・互酬関係（親方子方関係など）は共同体規制と結びつきつつ戦前まで続き、GHQの農地解放後、封建遺制として否定されながら、その後も続いたが、やはり20世紀末のパターナリズム、クライアンテリズム全否定の動向の中で弱体化して行く。あるいは、20世紀後半の日本企業では終身雇用・年功序列による従業員庇護が発展したが、これも衰退する。あるいは、かつて日本社会の「甘えの構造」が盛んに語られたこともあり、これも日本社会の重要な規定要因であったと思われるが、この議論もすっかり聞かなくなった。これらの動きも自助努力論のパワーアップと無関係ではないのではないかと。

一般に日本において新自由主義に関連して否定的に語られるのは、杓子定規な競争原理の適用と格差の拡大の問題であろう。他方、公平な競争を自らの力で勝ち抜くことは自助努力論からはむしろ賞賛されよう。しかし、まず公平さの問題が難しい。そもそも出発点の機会均等を厳格に実現することは困難であるし、経済的にのみならず文化資本の差が再生産されやすいこともおそらく言えるのであろう。実は遺伝的格差という危険な問題も、ゲノム解読を前提とする社会の到来により可視化されやすくなる。さらに言えば、運不運という問題もある。何か介入や調整は当然必要なことだと感じる。公平な競争ではなく、むしろ不公平であれ不運であれ厳しい競争を己の力で勝ち抜くことに意味を見出す人生観にどう対応するか。

新自由主義批判が何か宙に浮いてしまうような印象を受けるのは、現実の政府が決して新自由主義を貫徹する気がなく、新自由主義と近い自助努力論を少なからぬ人が受け入れているからではないか。自助努力論を上手に超えられる何らか説得力のある議論が必要なのではないか。

また、経済音痴である私は新自由主義の理論的前提が崩れている中で単に競争原理の徹底を頑なに求めることにどういう意味があるのかを問うべきではないかとも単純に考えてしまう。競争自体は極めて大事なものであると思う。競争がなければ社会経済は停滞する。これは20世紀の共産主義の失敗から学んだ貴重な経験則である（世の中への漠然とした不満や浅薄な良心から共産主義に惹かれてしまう場合、このことは常に思い出すべきである。さらに「共産」が私有財産の否定である事、単に困った人や貧乏な人を助ける思想ではないことも忘れてはなるまい。あるいは、生産・流通・

消費に関する中央統制的な計画経済の失敗、同志的なコミュニケーションの世代的再生産の困難、代替的システムの可能性に関する説得力のある議論の不在なども)。しかし、強迫的な競争\*の追及が本当に経済や社会をよくするものなのかがよく理解できないのである。これは無論一つの側面を強調しすぎで、強迫的な競争と無関係に生きている人も少なくはないのだろう。

例えば、高等教育の規制緩和は、大学の個性化と多様化を目指すものであった。しかし、一般的で曖昧なお題目は多くの弊害を引き起こしたのではないかと。ジャンル毎にもっと目標を切り分けて具体的なヴィジョン・政策を考えるべきではなかったか。取り敢えず私に気になっている現在のあり方に関するチェックポイントは、自然科学系の高等研究機関の真の国際競争力（捏造や猿真似のようなズルを助長しない）は伸びてきたか、「多様な」大学の墮落（留学ビジネスと補助金詐取など）は食い止められるか、である。要は、高等教育における杓子定規な競争原理の功罪をきちんと見極めることだ。加計学園の認可問題は、そのような観点から問題を議論をするよい機会であったはずなのに、安倍首相個人への批判に矮小化されてしまった感がある。

\*ネット上でしばしばマウントの取り合いが語られる。これを強迫的な（理論的でない）競争意識の台頭と並べるのは正しくないかもしれないが、併せて気になる事象であるので記しておく。負けじ魂の対抗心、有能な人間に対する無能な人間の出る杭は打つ態度、自分と同等（以下）とみなしていた人が上に行きそうな時に足を引っ張ること、半可通の挑発的・霍乱の議論による賢者ぶりっ子などは昔からよくあることだろうが、それに加えて何か現代的な性格も帯びていそうな感もある。伝統的上下秩序（の名残）にも馴染めず実力勝負で上に行けるわけではないが実力に比してプライドが不当に高くとにかく人に上に立たれることに過剰に敏感なそこそこの人間の近視眼的なルサンチマン解消、クラスカースト意識のような新たな虚妄の序列形成における攻防、ゆとり世代以後の感覚と旧世代の情緒の規範的相克、下克上の状況における旧エリートの防衛反応などなどのファクターが複雑に関わっているように感じる。正直、ネット上の〈情報〉をもとに愚考をめぐらしただけで、現実をよくわかっていない。ただ、視野の狭さという点では、目の前の敵を倒せば良いという安倍政権批判とも共通する一つの時代の感性なのかも感じる。

いずれにせよ、目の前にいる人より上に行きたいと言う直截な欲望の発露としては自然といえば自然なのかもしれないが、より良い社会のために立場を超えて協力し合うような意思を阻害する不毛な話に見える（勿論より良いアイデアが次々にくり出される建設的な名勝負もあるのかもしれないが）。個人の能力や客観的評価の向上にも繋がらないことが多いのではないかと。

話は広がるが、さらに公平について言うと、先進国に生まれることと途上国に生まれることの不公平をどうするかというより難しい問題もある。これに関連して途上国から先進国への人口移動は新たな問題を生み出すだろう。とは言え、国家単位の制度設計や国家間の経済競争という現在のあり方を簡単に解消できるとは思えない（特に当面の東アジアでは）。

新自由主義の台頭と同じ頃に経営者資本主義が投資家資本主義に移行するのだろう\*。この時、資本主義批判はどこに向かうのか。理論的には、資本の運動の批判で一貫しているのではあろうが、現実的な闘争の敵は何なのか。企業家、経営者？、あるいは機関投資家？、あるいは金融資本、国家資本？何より世界中で概ねネットをつうじて株の取引に参加

しているであろう普通の人々をどう捉えるのか。例えば、内部留保批判は、あまたのプチ投資家に好意的に受け入れられるのだろうか。それとも彼らこそ階級敵になるのだろうか？

\*もっとも世界あるいは日本の大富豪の番付などでは、超特大企業の経営者（特に創設者）が上位を占めているような印象ではある。とはいえ、いまネットでざっと見たところビルゲイツの資産も大半は投資によるものようだ。私の理解を遥かに超えた世界で全く見当もつかない話であるが。日本の企業のトップでも役員報酬より株主配当が重要な場合も多いようである。それでも役員報酬の問題も軽んじてよいわけではあるまい。欧米に比べると日本の役員報酬は高くないと言う話も聞く。それでも給料は上がらないのに役員報酬は高すぎるという批判もありうるだろう。この問題について政府は何ができるのだろうか。

私は株のことも全くわからない。それでも、平均株価の動きが毎日のニュースで報じられそれに一喜一憂する人がいるのだろう、それが現代社会の日常であろうとは感じている。そのような人々の期待に応える政策を取ることは投資家資本主義の時代においては不自然なことではないように思える\*。このような背景を無視して安倍首相個人を攻撃することにどれほどの意味があるのか\*\*？もっと視野の広い批判が必要なのではないか。なお、投資家資本主義という概念化はユルゲン・コッカ『資本主義の歴史』（人文書院、2018年）に依拠している。

\*しかし、その結果、日本の資本市場において日銀が最大の株主になるらしい。

「日銀、日本株の最大株主に 来年末にも 公的年金上回る」『日本経済新聞』2019/4/16 19:00

2019年4月16日閲覧

上場企業の5割近くで大株主となり20社以上の筆頭株主となるとのことだが、日銀が株主総会で意見を言うことはありうるのだろうか。それでは国営企業のように好ましくない気がするが、逆に意見を言わない筆頭株主というのも奇異である。

また、業績と関係なく幅広く日本株を購入しているとのこと。素人目には競争原理が破綻しているように見受けられる。そうだとしたら由々しいことではないか。現実には、競争市場はスポイルされているのに、道徳的に競争原理だけが喧伝されているとしたら、滑稽なことだ。大丈夫なのだろうか。

\*\*東京の一極集中が問題となっている。アジア経済危機までの30年間の東京の人口は、1100万人代半ば～後半でほぼ安定していたが、その後20年は直線的な増加傾向が続き、1400万人に近づいている。このトレンドは、おそらくアジア経済危機後の経済再編と関わることであり、少なくともアベノミクスのみでの責任ではないだろう。一例であるが、我々が近視眼的な安倍政権批判では済まない世の中に住んでいることを示唆している。

所感—新しい年号に関する二つのイメージ—出典からの超解釈

風のやわらかにそよぐ令月、太宰の帥が梅見の宴会を催して呼び掛ける。中国の文人たちが梅見の漢詩を詠んだように、私たち日本の文人も負けずに日本語で梅見の歌を詠もうではないか、と。中国文化と日本文化の心楽しい交わり、東アジア文化への崇敬と新しい日本文化の創造に対する自負、日本文化の原点におけるチームワークの美しい調和。日本的でありかつ外に開かれた年号。無論、太宰府は朝鮮半島への門口である。和の語は、出典の文章上は和やかな季節・気候を表すのみであるが、この時の和やかさは単に気象の問題にとどまらず、日本（和）の歌を詠む人々もなごやかに協力し合った（勿論当意即妙の創作行為は緊張に満ちたものであったろうが）。年号の和の語はこれを重ねて解釈する。

気候のおだやかな令月、中央政治の腐敗に嫌気のさした中国の張衡は官を辞して田園に帰り隠遁生活を称揚する賦を作る。都から九州に赴任して福岡で配偶者を無くした太宰の帥は梅の歌三十二首の前書きを書くに当たって、張衡の賦の中の初春の田園の穏やかな雰囲気を醸し出す常套句（令月、時和）を意識したかもしれない。しかし、大伴旅人は大納言に出世して都に戻る\*のであるから、決して中央政治に嫌気がさしたわけではない。文学的な酒宴は俗塵からのひとときの逃避をイメージもさせるが、もちろん隠者の集まりではなく、玄学趣味も見られない。太宰の帥の漢文の前書き\*\*はおそらく漢詩を通して身につけたのであろう美意識をまず提示する。続く三十二首プラスアルファの歌は、唐風の美意識（梅と雪、梅とウグイス）を日本語を通して日本に根付かせる。新しい日本の美のための歌を楽しく心おだやかにともに歌おうという太宰府発の文化的な志。その美意識は日本中の風景の基礎を形作る。中央地方の別無く日本をつなぐ年号。令和の令は令月（吉月、縁起のよい月）の令（よい、清らか）だが、このよき日の集いに発現している心楽しさや美意識などの肯定的な価値も含意するとしていたい。

\*旅人とともに太宰府で生活した長子の家持も後に越中守としての最初の地方勤務を経験しその地で多くの歌を詠み、都に帰る。その後も中央と地方を行き来しながら、『万葉集』の成立に深く関わることになる。

\*\*太宰の帥の前書きは『蘭亭序』を下敷きにしている（酒宴と詩作、おだやかな気候・周囲の絶景・広大な天地の中で自己解放と自足、古今の文学の連続性）。しかし、『蘭亭序』の基調である有限の人生に対する感慨や中央政治と距離を置くスタンスは太宰府の宴では見られない。風景描写の感覚も異なるように思える。

ついでに。記紀や風土記に結実する日本神話も、先秦時代の中国に発展し秦漢帝国で整理された政治宗教思想（陰陽、太乙など）の影響下に成立したことは間違いあるまい。しかし、中国の宗教思想をそのままの形で受け入れるのではなく、独自のものが生み出された。日本のなかに確かに先行する何かがあったのだろう。内外、中央地方の相互作用の中で独自の領域を変転させ続けるところに日本文化の連続性を語ることは本質主義になるのだろうか？

『朝日新聞』が、この年号について批判的に論じている。一時期流行した古典のカノン化の議論を援用しながら近代国民国家における『万葉集』の政治的利用の系譜の中に「令和」の年号を位置づけようとしているようである。

2019年4月16日閲覧

元号を紹介するときに「海ゆかば」を歌いだしたわけでもあるまいにと私は思うが、それは感じ方の違いの問題なのだろう。安倍首相の談話も見直してみたが、安倍首相がそれほど庶民を強調しているようにも私には思えない。あるいは、庶民の歌とされていたものの作者が庶民でなくエリートであったとしても庶民の立場や心情を推し量って読んだ歌ということであれば社会階層的に視野狭窄に陥っていない文学と言ってさしつかえないのではないかとも思う。国文学のど素人の私があれこれ言う資格も能力もないのであるが、一つだけ気になったことを記しておく。『万葉集』の近代における普及を強調するこの記事では、近世における『万葉集』研究に全く言及がない。江戸時代には、荷田春満から賀茂真淵へと続く国学系の『万葉集』研究の系譜があり、土佐には谷泰山から始まる土佐南学の『万葉集』研究がある（城崎陽子.2009.『近世国学と万葉集研究』おうふう）。たまたま図書館で見つけた本には、遠州の国学者たちの『万葉集』研究が記されていた（片山武. 2014.『賀茂真淵門流の万葉集研究』万葉書房）。これらの動きを正確に評価する力は無論私にはない。しかし、無視してよいものではないように思える。

さらに近代の『万葉集』の使われ方について、決してナショナリズム的ではないものを紹介しておきたい。竹中邦香が明治18年（1885）から21年（1888）にかけて執筆した『越中遊覧誌』という富山県の地誌があり、廣瀬誠先生の校訂で刊行されている（昭和58年、言叢社）。竹中邦香は、天保五年（1834）に加賀藩士竹中権太夫の長男として生まれ、加賀藩の公事方をつとめ、明治維新後は政府の司法畑に出仕、明治8年（1875）には官を辞して民間に転職している。明治10年代には東京・金沢を往復していたが、その間に越中の調査を行い書き上げたのが、この地誌である。ただし、未定稿として残され、生前は刊行されなかった。富山の現状に関する実地調査の情報が中心であるが、古典が豊富に引用されている（『日本書紀』『続日本紀』『大日本史』『万葉集』『延喜式』など）。『万葉集』は地名の考察などに用いられ、歌も引用されている。彼は歌人ではないが、教養として『万葉集』を巧みに読みこなしていると思われる。その知識はおそらく明治維新以前に身につけたものであろう。